

地域課題分析型少子化対策支援事業

業務仕様書

令和 6 年 2 月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「地域課題分析型少子化対策支援事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

地域課題分析型少子化対策支援事業

(2) 委託業務の目的

岩手県内の町村が、地域の少子化の要因について、幅広い視野からの確に把握・分析し、課題解決に向けて地域の実情に応じた効果的な対応策を検討・実践することができるよう、県と連携を図りながら、町村における取組を支援する。

(3) 委託業務の概要

- ア 少子化対策を検討するワークショップの企画運営
- イ 仮説検証等のための調査の実施
- ウ ワークショップの実施状況等をまとめた報告書の作成

(4) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

イ 予算額

8,639,000円以内（税込）

※ 本委託事業は、令和6年度当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となること。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更又は中止することがあること。

(5) 委託業務内容

新たな少子化対策にチャレンジする意欲のある町村が、国の「少子化対策地域評価ツール」（以下、「ツール」という。）を活用し、地域の実情に合わせた施策を展開できるよう、ツールに掲載されている「客観的指標の分析による地域特性の見える化（STEP2）」、「主観調査による地域特性の把握（STEP3）」、「地域の強み・課題の分析（STEP4）」及び「対応策の検討（STEP5）」に係るワークショップの企画・運営並びに「主観調査による地域特性の把握（STEP3）」に係る仮説検証等のための調査を実施するとともに、ワークショップの実施状況等をまとめた報告書を作成すること。

※1 少子化対策地域評価ツール ダウンロード先（内閣官房・内閣府総合サイト）
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikiapproach/index.html#2>

※2 事業実施のイメージについては、別紙を参照のこと。

ア 少子化対策を検討するワークショップの企画・運営

- ・ ワークショップは、令和6年9月末までを目途に計5回以上開催すること。
なお、町村との日程調整及び会場の確保は県において行うこととする。
- ・ ワークショップの円滑な運営に必要な数のファシリテーターを配置すること。
- ・ ワークショップには、学識的な観点やビジネスの観点から助言等をしてもらう専門家に参加してもらうこと。なお、受託者が前述の観点から助言等を行うことができる場合はこの限りではない。

- ・ ツールを参考に、ワークショップに利用する資料の作成等を行うこと。
- ・ ワークショップにおいて把握した地域課題や検討内容等については、ツール等を活用し、整理・集約を行うこと。
- ・ ワークショップにおける議論を円滑に行うために、ツールに記載されているワークショップの内容やワークブック等を変更することを認める。

【ワークショップの概要（予定）】

- ① グループ（町村）数
4 町村
- ② グループの構成
町村職員（3～5名程度）、県職員（3名～5名程度）
※1 町村別のグループに、検討テーマの関連部署に所属する県職員が参加する予定
※2 町村別にグループワークを行うことを基本とするが、検討テーマによっては、複数町村が合同でグループワークを実施する場合もあるもの。
- ③ ワークショップ会場
全てのグループが同一会場でワークショップを実施するもの

イ 仮説検証等のための調査の実施

- ・ ワークショップでの議論をもとに設定した仮説の検証等を行うため、地域住民等を対象とした調査（アンケート調査、インタビュー調査、デプスインタビュー調査等）を実施すること。
- ・ 効果的な調査が実施できるよう、ワークショップにおいて、課題分析の補助や調査方法の提案などを行うこと。なお、インタビュー調査等で使用する会場の確保や調査対象となる住民の選定については、県及び町村において対応するもの。

ウ ワークショップの実施状況等をまとめた報告書の作成

- ・ グループ（町村）別に、ワークショップの実施状況や令和7年度事業等への反映状況を取りまとめた報告書とその概要版を作成し、データにより納品すること。

2 業務にあたっての留意事項

（1） 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響などによる実施の可否を含め、あらかじめ協議すること。

（2） 権利の帰属等

本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

（3） その他

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗よく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3（1）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

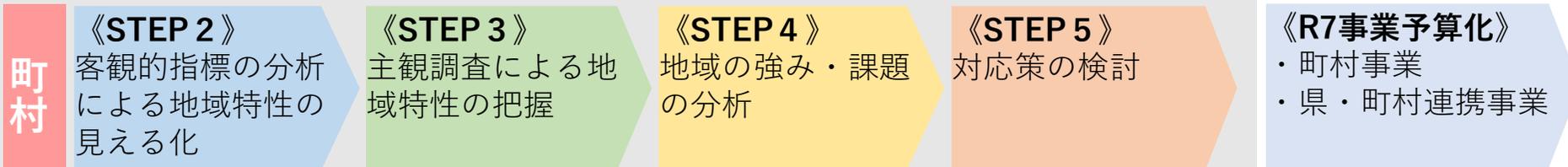
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

【別紙】 地域課題分析型少子化対策支援事業の実施イメージ

少子化対策を検討するワークショップ及び調査



伴走型支援

受託者

- ワークショップの運営、課題分析の補助
- 調査方法の提案、調査の実施
- ワークショップで使用する資料の作成、ワークショップ実施状況のとりまとめ

県

- ワークショップへの参加
- 情報提供(県施策、他自治体事例、統計データ等)
- 事業予算化、事業構築、交付金活用の助言や申請資料作成支援

専門家

- 学識的観点での助言
- ビジネス観点での助言
- 優良事例の紹介

国

- 他県の先進事例等の提供
- 交付金活用の助言
- 指標関連データ分析支援(RESAS)

受託者

- ワークショップの実施状況やR7事業等への反映状況をとりまとめた報告書の作成

地域の実情に合わせた施策の実施(自然減・社会減対策)

※ 国はオブザーバーとして参加予定